

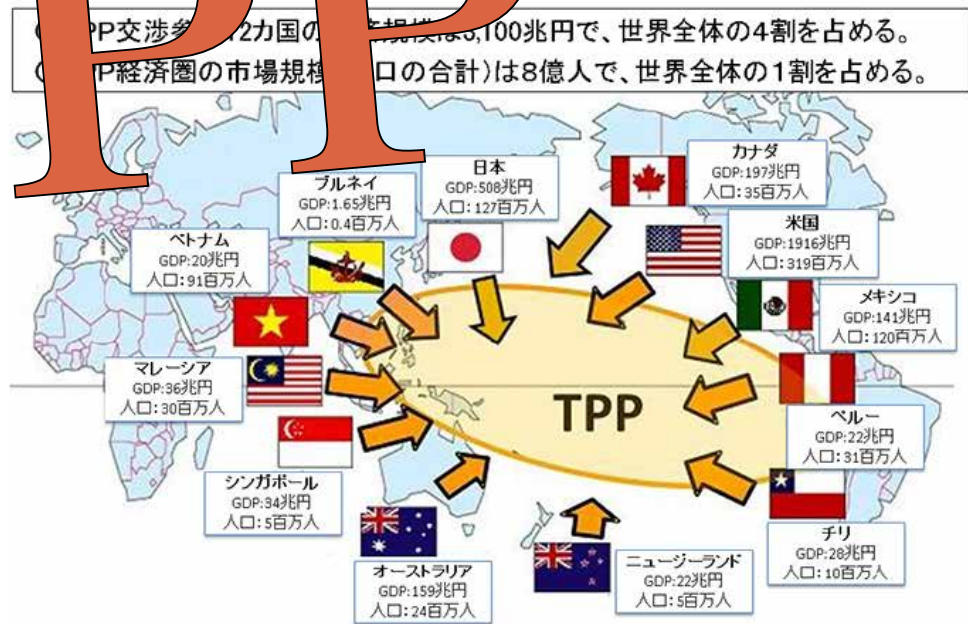


【ものづくり 人づくり 地域づくり】 TPPとわたしたちの食・農 (1)

# 2015年10月、TPP「大筋合意」?! 環太平洋12カ国で市場開放 関税95%撤廃 根こそぎ世界の市場競争に 投げ出される「食とくらし」

— グローバル市場化の中で私たちはどう食を守ってゆくか —

# TPP



1月2回の注文書の提出はコースの曜日によって変則になっています

**注文書提出日にご注意下さい!**

○1月2回の注文書提出は変則です

月・火コースの皆さん→ 12/21、12/22

水～金コースの皆さん→ 1/6～1/8

○1月2回のお届けは

1/11 から通常通りになります

	日	月	火	水	木	金	土	
12月	20	21	22	23	24	25	26	
	【配達】12月4回 (年末まとめ買い特集)							
	1月1回・2回同時提出			1月1回注文提出				
	27	28	29	30	31	1/1	2	
	12月5回 (おせち) 配達			← お休みを頂きます →				
1月	月・火		水・木		金コース			
	3	4	5	6	7	8	9	
	お休み		1月1回					
	提出なし		水コース		木コース		金コース	
10	11	12	13	14	15	16		
1月2回注文提出								
1月2回供給								

## 明らかになった「TPP合意」

### 1. 農林水産物は2,328品目中、1,885品目（約81%）を「関税撤廃」。

コメは関税維持されるも、アメリカの要求を呑んで発効時アメリカからの主食用米5万トン  
TPP枠として無関税輸入。オーストラリアからのコメも発効時6千トンを入力することに。

牛肉は38.5%の完全を段階的に9%まで引き下げ。豚肉はキロ482円の関税を発効時  
125円、10年で50円に引き下げ。

### 2. 工業製品は99.9%の品目で最終関税撤廃。

### 3. アメリカとの二国間協定で、TPP発効前に自動車関連の非関税措置を行う（アメリカから日本への自動車輸入の関税即時撤廃。アメリカの自動車関税撤廃は23年後）、保険、投資、知的財産、衛生食物検疫などの「非関税措置」に取り組むことを約束。（これまでアメリカが日本に要求してきて、日本が抵抗してきた事項をいちどに合意）

## 私たちは食と農をどのように守ってゆけるか・・・問題提起

2000年総代会で私たちは「21世紀に入り、これから日本の食と農はグローバル化にさらされてゆく。私たちは”食はいのち”と考え、食の世界的市場化・商品化に対抗して、自分たちの食と農を守るために生産者と共に地域自給に努力する」ことを決議しました。

この「地域自給方針」にもとづいて常総生協では主要穀物の確保を優先して「米作り基金」「大豆備蓄基金」の創設、小麦の地場産直の実験、近郊酪農として鈴木牧場さんとの乳製品提携、鶏の自給飼料実験、地場有機野菜セットの充実をすすめてきました。他方で2003年には、モンサント社による遺伝子組み換え大豆の一般ほ場栽培に対する実力抗議行動などを重ねてきました。そして昨年「生産支援基金」設置による養豚の岩瀬牧場支援に入ってきました。

それから15年。いよいよ本当に食と農が世界の市場競争・価格競争に投げ出されることになりました。食糧自給率39%（カロリーベース）の国が、農林水産物のほとんどの関税を撤廃して国内市場を世界に開放。

価格が安くなることで多くの消費者が生活上

そちらに流れるでしょうし、マーケットとして日本人向けの品種も開発されて攻勢がかけられるでしょう。

日本の狭い国土の中で、四季を生かして生産される農林水産物は、国際価格競争の中で太刀打ちできるでしょうか。一度崩壊した生産はもとはには戻らないでしょう。

国の食糧は国民の生命線です。これを世界市場の競争に委ねれば「最大利益を生む」でしょうか？目先の安さに席卷され、国内食糧生産は崩壊するのは目に見えています。

国の食糧政策が「世界市場に委ねてしまえ」とは、国家としての食糧戦略もなく何とも情けない限りです。

こうした大きな流れの中で、私たちはどのように自分たちの食と農を守ってゆくか。

1月から生産者との年次定例協議も開始されます。理事会でも職員内でも、そして6月総代会でも重要な議題となります。

「TPPとわたしたちの食・農」と題してシリーズで問題提起をしてゆきます。第1回は「TPP合意の虚実」からはじめます。

## (1) 「TPP大筋合意」の虚実

いちどは「漂流」するかに見えたTPP。中国による「アジアインフラ投資銀行」(AIIB)の発足(6月)を契機に、アメリカ・オバマはすさまじい勢いで動き出した。

オバマ大統領は演説で「この協定がなければ、価値観を共有しない中国のような競争相手が世界経済ルールを作ってしまう」と。

### 「大筋合意」?

2015年10月5日、TPPアトランタ閣僚会議は、なんらの合意文書もなく合意内容も開示されずに「大筋合意」と発表され、日本ではその直後からマスコミによる連日の「合意祝贺報道」が洪水のように流されました。

現地での共同記者会見では、調印した文書もなければテキストも完成しておらず、外国メディアからは「これはいったい何合意と呼ばばよいのか」との質問が出たのに、日本を代表するNHKが開口一番、閣僚たちに向かって「おめでとうございます!」と言い、ひんしゅくを買ったとのこと。

### 農業問題はすでにアメリカと合意し国益を売り渡していた!

フタを明けてみれば、日米二国間で事前合意していた結論をTPP閣僚会議で追認させて「大筋合意」に仕立て上げたことがあとから明らかになった。

事前の日米並行協議の合意とは、これまでアメリカが延々と繰り返し日本に要求し続け、歴代の日本政府が必死にこれに抵抗してきた項目を一挙に認めるものでした。

日本はアトランタ閣僚会議で決着することだけを目的に、事前にアメリカの要求を受け入

れ、ほかの国から「よくそこまで譲れるね」と言われるほど譲歩を引き受けて、とにかく「合意」した形を作ろうとしていた。

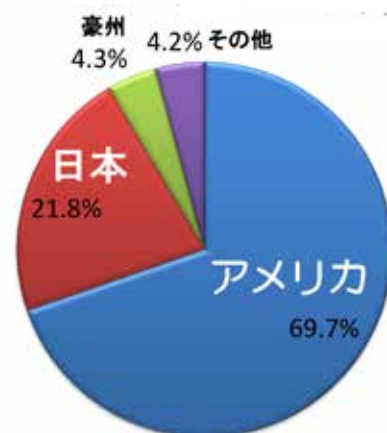
TPP交渉を監視していた世界のNGOからさえ「日本は大筋合意を作って、すぐ補正予算を組んで金をばらまき、来年の選挙を有利に展開しようと合意を焦っている」と、日本政府が参院選の政治日程を最優先していることを見抜き、各国からは「日本の国内事情のため協力してやるのだから、日本が譲歩するのは当然だ・・・」と足元を見透かされていた。

### アメリカが構築するサプライチェーン

アメリカがこのTPPを乗っ取った目的は、閣僚会議初日の地元アメリカのキックオフパーティーでアメリカ側交渉責任者のカトラー次席代表の講演が端的にしめています。

「TPPは、成長著しいアジア太平洋地域でアメリカが構築するバリューチェーン、サプライチェーンに貢献し、アメリカ企業のビジネス機会と雇用創出に不可欠。グローバル経済時代の貿易協定にアメリカが関係しない真空域を作ってはいけない」

その市場メインターゲットは日本市場であることはTPP参加国のGDPの割合からして明らかです。



TPP 参加国のGDP構成比

## 日本農業への「死の宣告リスト」

こうして閣僚会議最終日の共同記者会見が始まる時点で、内閣官房のホームページに「TPP協定交渉の概要」なる文書が掲載された。主要農産物5品目の関税削減・撤廃に関する具体的な数字。事前に用意されていた。

そして数日後、今度は「主要品目以外の農産物の関税撤廃リスト」が一斉に各紙に掲載された。約800品目の関税のうち、400品目の関税撤廃・削減の膨大なリストでした。農家に言わせると「これは日本農業への死の宣告リストだ」と。

## 「国会決議」も無視

「日本の自然的・地理的条件に制約される農林水産重要品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保されないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」とした『国会決議』もまるでなかったかのように「農業には打撃だから国内対策をしなければならない」と「TPP対策」がぶち上げられた。

## なだれ込む「TPP 補正予算」

「市場開放 未知の領域」（10/21 毎日新聞）とされる巨大な貿易協定で、普通であれば「TPP 臨時国会」を開催して政府が国民に報告し、審議されるべきである。しかし国会での批准や、国内法改正の手続きを踏む前から、まるでもう発効したかのように、11月25日「総合的TPP関連政策大綱」が発表され、12月8日には補正予算のうち3,000億円をTPP対策費としてバラマキ予算がしめされた。こうして農家を抱き込んで票にしてゆく。

「TPP対策政策大綱」では「消費者メリット」をぶちあげ、他方で「攻めの農業ができる」とか「工業製品がもっと輸出でき中小企

業もグローバルにビジネス展開できる」と。

異様な風景である。いったいこの国はどうなってしまうのか・・・。

### 【国会決議】

#### 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議（2013年4月衆参農林水産委員会）

（前略）

政府はTPP協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
- 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
- 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
- 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
- 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

次回より具体的な産品と関税撤廃の影響と私たちの対応について。